

第71号議案

島根県保健所条例等の一部を改正する条例

(島根県保健所条例の一部改正)

第 1 条 島根県保健所条例 (昭和39年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成 6 年厚生省告示第54号) 」を「診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号) 」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県立病院使用料及び手数料条例 (昭和44年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第43条ノ 9 第 2 項」を「第76条第 2 項」に改め、「場合」の次に「又は老人保健法 (昭和57年法律第80号) の規定による医療の給付を受けることができる場合」を加え、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成 6 年厚生省告示第54号) 」を「診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号) 」に、「平成 6 年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

(島根県立心と体の相談センター条例の一部改正)

第 3 条 島根県立心と体の相談センター条例 (平成16年島根県条例第82号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

種別	使用料又は手数料
診療 (健康保険法 (大正11年法律第70号) の	診療報酬の算定方法 (平成

規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療の給付を受けることができる場合）	18年厚生労働省告示第92号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した点数 1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県保健所条例、第2条の規定による改正前の島根県立病院使用料及び手数料条例又は第3条の規定による改正前の島根県立心と体の相談センター条例の規定に基づいて納付し、又は納付すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。